

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十一日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第七号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当） 第二十三条の二 特殊勤務手当条例第七条第一項第二号に規定する人事委員会規則で定める者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）に規定する相談及び必要な情報の提供、助言その他の援助の現業事務に直接従事する職員（医師、看護師及び准看護師を除く。）とする。 2 （略）</p>	<p>（社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当） 第二十三条の二 特殊勤務手当条例第七条第一項第二号に規定する人事委員会規則で定める者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）に規定する相談及び指導の現業事務に直接従事する職員（医師、看護師及び准看護師を除く。）とする。 2 （略）</p>

附 則

この人事委員会規則は、令和六年四月一日から施行する。